

「大垣市地元人材確保支援事業補助金」

募集要領

新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化している市内の中小企業者の経費を軽減し、経営基盤の強化を支援するため、市独自の経済対策を実施します。

大垣市経済部商工観光課

1 補助対象企業

次の条件をすべて満たす中小企業等が対象となります。

- (1) 支援対象者を正社員として雇用し、奨励金を支給する中小企業であること。
- (2) 市内に事業所を有する法人又は個人事業主(市内に住所を有している者に限る)で、中小企業基本法上の中小企業であること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 労働関係法令に違反していないこと。
- (5) 大垣市暴力団排除条例に規定する暴力団および暴力団員でないこと。

2 支援対象者

次の条件をすべて満たす従業員が対象となります。

- (1) 令和4年度に市内を勤務先とする事業所に初めて正社員として勤務し（前歴が非正規雇用は問わない）、就業時に満50歳未満の市内居住者
- (2) 支援対象者が、奨励金を受給した事業所に300日以上継続して勤務すること

3 補助率

- (1) 支援対象者を1～5人雇用した場合 10万円（上限）
 - (2) 支援対象者を6人以上雇用した場合 15万円（上限）
- ※ 事業者が就労した方に支給した奨励金と市の補助限度額で、低い方の額が市からの補助額となる。（同一人の受給は、生涯一度のみ）

4 必要書類

- (1) 大垣市地元人材確保支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
 - (2) 支援対象者の正規雇用を証する書類（在職証明書、社員証の写し等）
 - (3) 支援対象者が市内在住であることが分かる書類（在職証明書、住民票の写し、運転免許証の写し等）
 - (4) 市内に事業所を有する法人または個人事業主（市内に住所を有している者に限る）であることが分かる書類（法人事業概況説明書の控え、履歴事項全部証明書、直近の所得税確定申告書の控え等の写し）
 - (5) 市税の完納証明書
 - (6) 大垣市地元人材確保支援事業補助金からの暴力団排除に関する確約書(第2号様式)
- ※ 申請書の様式は、大垣市のホームページからダウンロードしてください。

5 申請期間

令和4年4月1日（金）～令和5年1月31日（火） ※当日消印有効

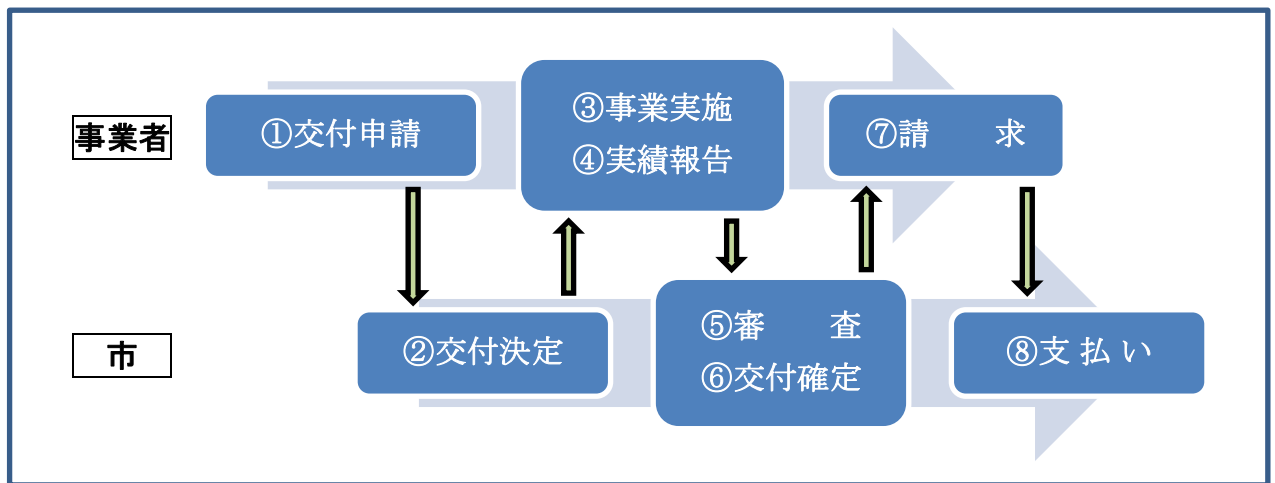
6 申請方法

持参または郵送により提出してください。

宛先：〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地
大垣市経済部商工観光課

7 補助金交付の流れ

交付申請から補助金支払いまでの流れは、下図①～⑧のとおりです。



8 補助事業者の義務（交付決定後）

補助事業を実施する際には、以下のことに注意してください。

- (1) 補助事業の内容を変更、廃止、中止する場合は、事前に承認が必要です。
- (2) 経理等の証拠書類は整理し、終了後5年間保存する必要があります。

9 実績報告

完了後30日以内、または令和5年2月28日（火）のいずれか早い日までに実績報告書及び下記の添付書類を提出していただきます。

- (1) 大垣市地元人材確保支援事業補助金実績報告書（第6号様式）
- (2) 支援対象者が事業者から奨励金を受領した受領書（支援対象者が自筆で記入）
- (3) 支援対象者が継続して就労をした事実を証する書類（在職証明書等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

10 補助金の支払いについて

補助金の支払いは、原則、補助事業終了後の精算払いとなります。

11 問い合わせ

大垣市経済部商工観光課

TEL 0584-47-8596

※ 当補助金に係る取扱いについて、大垣市補助金等交付規則及び大垣市地元人材確保支援事業補助金交付要綱に定めるほかは、本「申請要領」によりますので、ご注意ください。